

自動販売機設置許可に係る要件書【吉野ヶ里歴史公園及び森林公園】

自動販売機の設置許可を佐賀県（以下「甲」という。）に申請するにあたり、〇〇〇（会社名）（以下「乙」という。）は以下の条項を要件とする。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの要件書の内容を履行しなければならない。

（許可申請物件）

第2条 甲に対し乙が公園施設設置許可申請を行う物件（以下「許可物件」）は、次のとおりとする。

財産名称	〇〇〇〇〇〇〇〇
設置場所	〇〇〇
区 分	土地
使用面積	〇. 〇〇㎡（幅〇. 〇m×奥行〇. 〇m）
参 考	清涼飲料水 〇台
開園時間	〇月〇日～〇月〇日 〇: 〇～〇: 〇 〇月〇日～〇月〇日 〇: 〇～〇: 〇

（指定用途）

第3条 乙は、許可物件を直接、自動販売機（使用済み容器の回収ボックスを含む。）の設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

（許可期間）

第4条 許可期間は令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までとする。

2 本許可は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新は行わないものとする。

（使用料）

第5条 使用料は年額 金〇〇〇〇円とする。

2 1年未満の期間に係る使用料の額は、前項に定める使用料年額に基づき月割り計算により算定した額とする。

3 前項の1年未満の期間について、1月未満の期間がある場合は、これを月に切り上げて計算する。

（使用料の支払）

第6条 乙は、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに、その年度に属する使用料を一括して甲に支払わなければならない。

（寄付の支払）

第7条 乙は、自動販売機の前月の売上額を翌月10日までに甲に報告すること。また、乙は自動販売機の前月の売上額の【公募時に提示した寄付率を記載する。】%を甲又は甲が指定する者が発行する納入通知書により、納入通知書の発送日から15日以内に寄付すること。

2 前項の規定により算出した寄付額に1円未満の端数が生じた場合は、その1円未満の端数の額は1円に切り上げるものとする。

（自動販売機等のデザイン等）

第8条 乙は、自動販売機の色について、甲が指定する次のとおりとする。

- ・吉野ヶ里歴史公園：ダークグレー（日塗工番号 19-30A）
- ・森林公園：ダークブラウン（日塗工番号 15-30F）

また、利用者から見える位置に甲が指定するPRボードを掲示すること。

（回収ボックスの設置）

第9条 乙は、甲が指定する規格の使用済み容器の回収ボックスを自動販売機に隣接して設置しなければならない。

また、回収ボックスの色については、隣接する自動販売機と同色（「第8条 自動販売機のデザイン等」に準ずる。）とする。

（災害対応）

第10条 乙は、佐賀県内において甲の災害対策本部が設置されるような大規模災害が発生し、飲料水の確保が難しい状態となり、甲から依頼があった場合に災害対応として当該自動販売機内の飲料を無償提供すること。ただし、無償提供する飲料は自動販売機内の在庫商品に限る。

2 災害対応として無償提供する飲料は、乙が自動販売機のカギを開けることにより行う。ただし、その実施は自動販売機設置場所への立ち入りの安全が確認された場合に限るものとし、実施可否の判断は乙が行うものとする。

（子メーターの設置及び光熱水費の支払）

第11条 乙は、第5条に定める使用料のほか、設置する自動販売機の稼動に要する光熱水費を負担するものとし、使用量を計測する子メーターを甲の指示するところにより設置しなければならない。

2 光熱水費は、前項の子メーターにより使用量を乙が計測し、算定するものとする。又、その電気の使用料については、甲又は甲が指定する者と乙が協議し決定するものとする。ただし、この方法により光熱水費を算定することが困難な場合は、相当の精度をもって算定できる合理的な方法によるものとする。

3 乙は、前項の光熱水費を甲又は甲が指定する者にその指定する期日までに支払わなければならない。

（費用負担）

第12条 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用、その他必要とされる一切の費用は、明らかに甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

（許可物件の引渡し）

第13条 甲は、第4条に定める許可期間の初日に許可物件をその所在する場所において、乙に引き渡すものとする。

（転貸の禁止）

第14条 乙は、甲の承認を得ないで許可物件を第三者に転貸し、又は許可物件の設置権を譲渡してはならない。

（管理義務）

第15条 乙は、許可物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

（第三者への損害の賠償義務）

第16条 乙は、許可物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

（商品等の盗難又は毀損）

第17条 盗難及び天災地変その他甲の責に帰することのできない事由により、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難又は毀損について、乙が損害を受けた場合は、甲はその責を負わない。

（実地調査等）

第18条 甲は、必要に応じて、乙に対し許可物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地を調査することができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は所要の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（許可の取消）

第19条 甲は、乙が本要件書に定める義務に違反した場合には、許可を取り消すことができる。

2 甲は、許可物件を国、県その他公共団体において、公用又は公共用に供するため必要が生じた場合には、許可を取り消すことができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要す

ることなく、直ちに許可を取り消すことができる。

- (1) 使用料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
 - (2) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
 - (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
 - (5) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上許可物件を使用しないとき。
 - (6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
 - (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
 - (8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
 - (9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が本要件書の内容の履行を継続しがたい事態になったと認めたとき。
 - (10) 許可物件及び許可物件が所在する公園の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
 - (11) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又はイからキに掲げるものが、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (12) 前各号に準ずる事由により、甲が本要件書の内容の履行を継続しがたいと認めたとき。
- 4 乙は、許可期間中において、許可の取消を請求しようとするときは、許可の取消をしようとする日の3ヶ月前までに理由を付した書面を甲に提出しなければならない。
- 5 甲は、前項の規定による取消の請求について、その理由が真にやむを得ないものとして認められる場合、許可を取り消すものとする。

（乙の原状回復義務）

第20条 乙は、許可期間が満了し、又は許可が取り消されたときは、乙の負担により許可物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。

（使用料の精算）

- 第21条 甲は、第19条第2項の規定により許可を取り消した場合は、既納付の使用料から第5条第2項及び第3項に定める方法により算定した経過期間に係る使用料を控除した額を、乙に返還するものとする。
- 2 第19条第1項、第3項及び第5項の規定により許可が取り消された場合は、既納付の使用料は返還しないものとする。

（損害賠償）

- 第22条 甲は、乙が本要件書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。
- 2 第19条第1項から第3項の規定により、甲が許可を取り消した場合において、乙に損害が生じて、乙は甲にその損害を請求することができない。

（有益費等の請求権の放棄）

第23条 乙は、本許可の終了により、許可物件を甲に返還するときは、乙が当該物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用について、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

（許可申請の費用）

第24条 本許可申請に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(その他注意事項)

第25条 乙は、許可物件を第3条に規定する指定用途に供するに当たり、次の各号について遵守するものとする。

- (1) 標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。
- (2) 酒類の販売は行わないこと。
- (3) 商品の賞味期限等に注意するとともに、商品や釣り銭の補充頻度を十分考慮すること。特に利用が増えると予想される期間や行事等が行われたときは商品の売り切れや釣り銭不足が怒らないように注意すること。
- (4) 回収ボックスは、強風その他の原因により設置場所から移動してしまうことがないように設置すること。回収ボックス内の使用済み容器は、乙の責任で適切に回収、リサイクルを行うこと。特に利用が増えると予想される期間や行事等が行われたときは回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように回収頻度については十分配慮すること。なお、自動販売機周辺に放置された使用済み容器(乙が設置した自動販売機で販売されたものに限り)についても、必ず回収、リサイクルを行うこと。
- (5) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止等のための必要な安全措置を講じること。
- (7) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、乙の責任において対応するとともに、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(疑義の決定)

第26条 この要件書に関し疑義があるとき、又はこの要件書に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第27条 本要件に関する訴えの管轄は、佐賀県庁の所在地を管轄区域とする佐賀地方裁判所とする。